5 月以降 ver

小中義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者　各位

牛久市教育委員会教育支援課

令和７年度　牛久市就学援助制度について（ご案内）

牛久市の就学援助制度では、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、経済的理由により就学困難となるご家庭に対し、学用品や給食費など就学に必要な費用の一部を援助しております。

支援を必要とするご家庭に必要な援助が行き届くよう、すべての児童生徒の保護者の皆様に申請希望を確認させていただいております。牛久市就学援助制度の円滑な運営にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

１．受けられる援助とは？

項　　目	小学校	中学校
1　新入学児童生徒学用品費等	年 額　57,060　円	年 額　63,000　円
2　学校給食費	年 額　47,520　円	無償のため支給なし
3　修学旅行費	限度額　22,690　円	限度額　60,910　円
4　学用品費	年 額　11,630　円	年 額　22,730　円
5　オンライン学習通信費	年 額　15,000　円	年 額　15,000　円
6　校外活動費（宿泊を伴う）	限度額　3,690　円	実費の半額
7　通学用品費（第１学年を除く）	年 額　2,270　円	年 額　2,270　円
8　校外活動費（宿泊を伴わない）	限度額　1,600　円	限度額　2,310　円
9　ＰＴＡ会費	実費分（学校ごとに異なります）	実費分（学校ごとに異なります）
10 医療費	実費分（対象は注釈を確認ください）	実費分（対象は注釈を確認ください）

注 1)金額は変更となる場合があります。要保護者の方は、修学旅行費のみが対象となります。

注 2)医療費の対象は、学校保健安全法施行令第８条に規定する疾病（ﾄﾗｺｰﾏ、結膜炎（けつまくえん）、白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）及び膿痂疹（のうかしん）、中耳炎（ちゅうじえん）、慢性副鼻腔炎（まんせいふくびくうえん）及びｱﾃﾞﾉｲﾄﾞ、虫歯、寄生虫）のみです。学校健診で治療対象となった疾病について、 就学援助認定後に医療券が交付されますので受診してください。医療券交付前に受診した場合、自己負担対応となりますのでご注意ください。

２．支援を必要とする家庭とは？

（１）要保護者　…生活保護を受けている方　　※認定条件は、社会福祉課にお問い合わせください。

（２）準要保護者…要保護者に準ずる程度に困窮している方　※認定条件は、下記をご確認ください。

３．準要保護者の所得の目安はどのくらい？

所得とは、収入金額から、その収入を得るためにかかった必要経費や所定の控除額を引いた後の金額です。

人数	両親世帯	母子・父子世帯
2 人		世帯所得 2,128,000 円 ＋家賃年額　※持家のローンは対象外
3 人	世帯所得 2,327,000 円 ＋家賃年額 ※持家のローンは対象外	世帯所得 2,750,000 円 ＋家賃年額　※持家のローンは対象外
4 人	世帯所得 2,901,000 円 ＋家賃年額 ※持家のローンは対象外	世帯所得 3,234,000 円 ＋家賃年額　※持家のローンは対象外
5 人	世帯所得 3,051,000 円 ＋家賃年額 ※持家のローンは対象外	世帯所得 3,604,000 円 ＋家賃年額　※持家のローンは対象外

※世帯所得・収入は給与所得で積算しております。また、家賃年額は世帯人員に応じた限度額までが加算対象で、世帯人員 6 人までは年額 552,000 円（月額 46,000 円）、世帯人員 7 人以上は年額 662,400 円（月額 55,200 円）となっております。

申請手続きについては裏面をご確認ください

5 月以降 ver

4. 申請に必要な書類

□ ① 就学援助交付申請書兼同意書(指定様式) ※記入例は市HPの就学援助ページよりご確認ください。

□ ② 世帯構成員(16 歳以上)の所得を証明する書類 ※高校生を除く 16 歳以上の方は全員分必要となります。

➡源泉徴収票の写し・雇用証明書（指定様式)・確定申告書・非課税証明書の写し 等

□ ③ 世帯構成員（16 歳以上）が年金等を受給している場合 ※障害・遺族年金も対象となります。

➡年金振込通知書・年金証書等の年金受給額が記載されたものの写し 等

□ ④ 世帯構成員（16 歳以上）が現在働いてない場合

➡前勤め先の離職票及びハローワークの登録カードの写し

※体調等の理由により求職活動が困難な場合はその理由を申請書の申請理由に記載ください。

□ ⑤ 家賃（借家等）の場合、契約書の写し（契約額記載部分） ※市営住宅入居者の方は不要です。

□ ⑥ オンライン学習通信費支給の申請をする場合

➡別途オンラインでの申請が必要となります。

下記のＵＲＬもしくはＱＲコードから申請してください。

＜就学援助申請ページ＞

https://apply.e-tumo.jp/city-ushiku-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70660

5. 申請・支給に関する留意事項

・記入漏れや証明書類未提出の場合、申請書の受付ができませんのでご注意ください。

・申請書類の記入にあたっては、ボールペンでご記入ください。消えるボールペンは不可です。

・審査にあたっては、世帯の状況を把握するため学校の聞取りや、担当地区の民生委員の訪問を実施する場合がございますのであらかじめご了承ください。

・準要保護者と認定された場合、日本スポーツ振興センター災害共済給付の掛け金が返金となりますので、記入していただいた口座へお振り込みさせていただきます。

・支給は年２回です。前期（４月～７月分）⇒７月頃支給／後期（８月～３月分）⇒２月後半～３月支給

6. 提出場所及び受付期間

・児童生徒が在籍している学校へ申請書類一式をご提出ください。

※兄弟・姉妹がいる場合の申請については、Q&A をご確認ください。

※随時受付いたしますが、認定時期に応じて支給額が変更となります。支給額の詳細は、市ＨＰの就学援助ページをご確認ください。

7. Q＆A

Q：小学生と中学生の兄弟・姉妹がいる場合には、両方の学校に申請書類が必要ですか？

A：①就学援助交付申請書兼同意書は兄弟・姉妹分が必要となりますので、両方の学校に提出し、②～⑤の書類は一番上のお子さんが在籍している学校にご提出ください。

Q：申請書類等を学校に提出することに抵抗がある場合、教育委員会へ提出してもいいですか？

A：就学援助では学校教育にかかる費用を支給しているため、児童生徒の服装や授業に必要なもの購入に充てているか等を把握するため、学校を経由して教育委員会に申請することとしております。どうしても抵抗がある場合には、教育委員会窓口でも申請を受け付けいたしますのでご相談ください。

Q：事情があり市税を滞納しているのですが、申請は可能ですか？

A：申請時において市税等について完納している、または未納がある場合には１年以内に収納課と納税相談を行っていることを条件としております。対象となる市税等については、お問い合わせください。

＜お問合せ先＞
教育支援課 TEL029-873-2111（内線 3316）